

2012年3月13日

国立大学法人島根大学長

山本廣基 殿

島根大学職員組合

中央執行委員長 赤坂正秀



要求書

「人事院勧告に係る国家公務員の給与の改定」（「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」第2章）に準拠した、就業規則等の一部改正に関連して、以下のことを要求する。

- 1) 全俸給表の改正により不利益を被る教職員について、その職階、人数、削減の金額について明示されたい。
- 2) 平成18年4月1日の俸給の切替えに伴う経過措置（現給保障）が平成26年3月31日をもって廃止されることにより不利益を被る教職員について、その職階、人数について明示されたい。
- 3) 今回の一部改正にあたっては、その内容と改正理由について、学内教職員に説明する機会（説明会）を必ず今年度中に設けるように、要望する。